

令和2年度使用の世田谷区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）
の採択事務について

1 主旨

令和2年度使用の世田谷区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択については、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）（平成31年3月29日付30文科初第1853号文部科学省初等中等教育局長通知）」及び、「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）（平成31年3月29日付30初教科第33号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）」並びに、「教科書採択における公正確保の徹底及び平成32年度使用教科書の採択事務処理について（通知）（平成31年4月16日付31教指管第32号東京都教育委員会教育長通知）」等に留意して事務処理を行う。

2 採択に伴う調査研究等

調査研究は、次の項目について教育委員会事務局教育指導課が行う。

- (1) 平成27年度採択における調査研究の内容（教科書検討委員会報告書）等を活用
- (2) 平成28年度からの使用実績について、世田谷区立中学校長会と連携した意見聴取の実施
- (3) 平成27年度教科書見本の時点からの変更箇所をまとめた資料（一般社団法人教科書協会作成）の活用

3 採択

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則（昭和63年9月20日世教委規則第8号）に基づいて、令和元年8月31日までに世田谷区教育委員会が採択を行う。

4 採択に関する情報の公表

採択後において、採択結果、採択時の教育委員会議事録及び教育委員会で審議に要した資料を公表する。

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
中井 敬三
(公印省略)**教科書採択における公正確保の徹底及び平成32年度使用教科書の採択事務処理について（通知）**

このことについて、文部科学省から、平成31年3月29日付30文科初第1853号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「採択通知」という。）及び同日付30初教科第33号「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「事務処理通知」という。）が、別添（写）のとおり送付されましたので、通知します。加えて、教科書発行者宛ての、同日付30文科初第1854号「教科書採択の公正確保について（通知）」（以下「発行者宛て通知」という。）が、参考送付されましたので、併せて送付します。

教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくよう格段の御配慮をお願いします。また、採択事務につきましては、下記の事項に留意して事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1 教科書採択の公正確保**(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任**

- 教科書採択に直接の利害関係を有する者は選定審議会の委員とすることはできず、調査員等として選任することも不相当である。また、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではない。

このため、各教育委員会や学校で設置する選定委員会委員や教科書の調査研究を行う調査員については、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること（参照：採択通知1（1））。

- ※1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第32号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。
- ※2 採択権者である教育委員会における扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項を参照すること。
- ※3 平成30年度に検定を経た教科書の編著作者及び編集協力者に関する情報、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報は、4月末を目途に文部科学省等から情報提供される予定である。別途連絡するので、参照すること。

(2) 教科書見本の取扱い

- ・ 教科書発行者から各教育委員会等に送付される教科書見本の種類及び部数の上限は、毎年度文部科学省が教科書発行者に通知しており、それを超える送付、又は教師等採択関係者（以下「採択関係者」という。）に対する献本若しくは貸与は認められていない。教科書発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないよう十分注意すること。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の送付があった場合に、採択権者から追加送付を求めることは差支えないが、教科書見本の送付は教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 教科書見本と併せて又は個別に、教科書の内容解説資料など教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差支えないが、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなどの、不当な利益供与は禁止されているので注意すること。
- ・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、平成31年度からは行われなため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本や貸与を求めることのないようにすること（平成30年10月20日事務連絡「採択期間終了後の教科書見本の提供廃止等について」で通知済み）。
また、採択期間に送付された教科書見本を、採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
- ・ 学校教育法第9条の一部改正により定められた「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容と同一であるため、完全見本の提供や貸与を受けてはならない。
- ・ その他、特に留意すべき事項は、採択通知1（2）を参照すること。

(3) 過大な宣伝活動等への対処

- ・ 各教育委員会においては、採択関係者が、文部科学省及び東京都の指導や「教科書発行者行動規範」（一般社団法人教科書協会）に違反する行為について、教科書発行者へ求めることのないようにするとともに、教科書発行者からそのような申出があった場合は明確に断るよう、周知徹底すること。
- ・ 教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかに所属する学校の校長に報告すべき旨を、全ての教師等に指導するとともに、学校から報告を受けた教育委員会にあっては、速やかに教育庁指導部管理課教科書担当に報告すること（採択通知1（3））。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- ・ 検定申請本の内容については厳格な情報管理が求められており、教科書採択を勧誘するための宣伝活動等に使用することは一切認められていない。この旨を全ての採択関係者へ周知徹底すること。
- ・ 平成30年度検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者は、検定期間中に検定申請本の内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するため、教科書採択に関与することのないよう留意すること（参照：本通知「1（1）※3」）。

【参考資料】

〈別紙1〉義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)（平成28年6月20日付28文科初第432号）

〈別紙2〉教科書発行者行動規範（改訂版）

2 平成32年度使用教科書の採択

(1) 小学校用教科書

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書以外の図書（以下「附則9条本」という。）を使用する場合を除き、追って送付する「小学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから、全教科の教科書について、新たに採択を行う（参照：採択通知3（1）、事務処理通知1（1））。

検定結果については、文部科学省「【参考】小学校（平成30年度教科用図書検定結果）」を参照すること。

(2) 中学校用教科書

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たな採択を行うこととなるが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、附則9条本を使用する場合を除き、追って送付する「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている、前回の平成26年度検定合格図書等のうちから採択を行う。

採択に当たっては、例年どおり採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要であるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能である（参照：採択通知3（2）、事務処理通知1（2））。

※ 平成26年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書は、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm) に掲載されている。

※ 平成27年度教科書見本の時点からの変更箇所をまとめたものが、一般社団法人教科書協会から4月中に送付される予定である。別途連絡するので、参照すること。

(3) 特別支援学校（小・中学部）用教科書

附則9条本を使用する場合を除き、追って送付する「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行う（参照：採択通知3（3））。

(4) 高等学校用教科書

附則9条本を使用する場合を除き、追って送付する「高等学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行う（参照：採択通知3（5）、事務処理通知1（3））。

(5) 附則9条本

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる（参照：採択通知3（6））。

なお、特に注意すべき点については、事務処理通知1（4）を参照すること。

3 教科書見本の取扱い

(1) 送付時期

教科書見本は、教科書発行者から、採択事務に支障がないよう速やかに送付されることとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされている（事務処理通知2（2））。

(2) 留意事項

教科書見本の送付先と送付部数は、文部科学省から教科書発行者に対して指導がされているので、本通知1(2)のとおり、取扱いに十分注意すること。

(3) 送付先と送付部数上限

教科書見本の送付先と送付部数限度は下記のとおりである(参照:発行者宛て通知(採択期間における教科書見本の取扱いについて))。

ア 小学校用教科書

| 送付先 | 送付部数の上限 |
|-------------------|-----------------------|
| 特別区・中核市の教育委員会 | 教育委員会用8部、採択地区用4部 計12部 |
| その他の教育委員会(単独採択地区) | 教育委員会用5部、採択地区用4部 計9部 |
| その他の教育委員会(共同採択地区) | 教育委員会用5部、構成市町村数+3部 |
| 教科書センター | 各2部 |

※ 平成30年12月26日付30教指管第1062号「平成32年度使用小学校用教科書 採択用見本の送付部数等の調査について(依頼)」により、教育長及び教育委員の数が5人を超える場合(又は5人に満たない場合)の送付部数の増減希望があった教育委員会等については、一般社団法人教科書協会宛てに、希望内容を提出済である。

※ 上記送付部数は、教科書発行者から採択権者等に送付することができる上限であり、教科書見本の送付は教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。

イ 中学校用教科書

・特別の教科 道徳

平成31年度においては、法令に基づいて前年度と同一の教科書を採択することとなるため、教科書見本は送付されない。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合には、採択権者から希望があれば、上記(3)アの取扱いに準じて送付可能である。

・「特別の教科 道徳」以外

平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、教科書見本は送付されない。採択権者が保管している教科書見本又は現行の供給本によって対応すること。

※ 平成30年10月11日付30教指管第797号「平成32年度使用中学校用教科書見本の送付希望の提出について(通知)」及び平成30年12月19日付事務連絡「平成32年度使用中学校用教科書の見本申請内容の確認について」により、教科書見本の紛失・棄損等の理由により送付希望があった教育委員会等については、一般社団法人教科書協会宛てに、希望内容を提出済である。

ウ 中等教育学校(後期課程)用教科書

平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、教科書見本は送付されない。採択権

者が保管している教科書見本又は現行の供給本によって対応すること。

・平成29年度以前に検定を経た教科書について

平成30年度以前に教科書見本が送付されていない場合には、以下のとおり送付可能であるが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためである。既に有償で販売されている教科書であり、利益供与との疑念を生じさせないよう、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として送付を求めるとのしないよう注意すること。

また、送付された教科書については、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において適切な保管・管理を行うこと。

| 送付先 | 送付部数の上限 |
|---|---------|
| 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） （中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。） | 原則各1部 |

4 東京都教育委員会における平成31年度調査研究に関する日程（予定）

小学校については平成32年度から新しい学習指導要領が実施されることから、小学校用教科書全教科について調査研究を行うとともに、新学習指導要領を指導するのに適した附則9条本の候補図書についても調査研究を行う。このため、従来よりも調査研究資料作成に時間を要する見込みである。

【調査研究に関する日程（予定）】

| 時期（予定） | 小学校用教科書 | 附則9条本 |
|--------|---|--|
| 4月～末日 | 教科書見本受領 | 候補図書納品 |
| 5月 | 調査研究開始 | 調査研究開始 |
| 6月 | 調査研究資料の作成開始 | 調査研究資料の作成開始 |
| 下旬 | 東京都教科用図書選定審議会① | |
| ～末頃 | 教育委員会（審議会①の報告） 教科書調査研究資料の冊子の発送開始 東京都教育委員会HPにPDF版を掲載 | |
| 7月初旬 | 東京都教科用図書選定審議会② | |
| 中旬 | | 教育委員会（審議会②の報告） 調査研究資料の冊子の発送開始 東京都教育委員会HPにPDF版を掲載 |

5 今後の検定・採択周期について

中学校については平成33年度から、高等学校については平成34年度から新しい学習指導要領が実施される予定となっている。平成32年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択の周期についての文部科学省通知（事務処理通知）の「【別記】検定・採択の周期」を参照すること。

6 教科書展示会について

東京都では、各教科書センターにおいて法定展示会を行う。

また、法定展示会に先立ち、特別展示会を10日間行う予定である。教科書法定展示会の開始の時期及び期間は、6月14日から14日間である（閉館日を除く。）。

教科書センターの設置場所等詳細については別途周知する。

7 需要数の報告について

需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせるので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること（事務処理通知4（1）（3））。

<連絡先>

東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 二木

電話：03-5320-6834

FAX：03-5388-1733